

2010年2月15日

各位

会社名 住友商事株式会社
代表者名 取締役社長 加藤 進
(コード番号 8053 東証第一部)
問合せ先 広報部長 鈴木 久和
(TEL: 03-5166-3100)

住友商事株式会社による株式会社ジュピターテレコム株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

住友商事株式会社(取締役社長:加藤 進、本社:東京都中央区、以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、2010年2月15日開催の当社取締役会において、下記のとおり株式会社ジュピターテレコム(コード番号:4817 ジャスダック、以下、「対象者」といいます。)が発行する普通株式を対象として金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)による公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式会社ジャスダック証券取引所(以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。)にその株式を上場している対象者に係る当社保有株式数を増加させ、もって対象者への更なる経営支援を図ることを目的として、(i)対象者株式459,147株(対象者の総株主等の議決権の数(2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から、同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数に係る議決権の数(6,859,598個)に、同日現在の新株予約権及び新株引受権の目的となる対象者株式に係る議決権の数(85,182個)を加えた6,944,780個となります。)に対する所有株式数等に係る議決権の割合(以下、「議決権保有割合」といいます。)が34.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数(2,361,225株)から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数及び分配予定株式数(後記「(2)本公開買付けの背景及び実施する理由」に定義されます。以下同じ。)の合計株式数

(1,902,078株)を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の下限」といいます。)を下限とし、(ii)対象者株式875,834株(議決権保有割合が40.00%となる数の対象者の議決権に係る株式数(2,777,912株)から本日現在の当社の直接保有する対象者株式数及び分配予定株式数の合計株式数(1,902,078株)を控除した株式数となります。以下、「買付予定数の上限」といいます。)を上限として対象者株式を取得するため、本公開買付けを行うことを決議いたしました。

なお、本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(459,147株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、応募株券等の総数が買付予定数の上限(875,834株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

また、本日現在、対象者より本公開買付けに対する意見は表明されておりませんが、当社としては、本プレスリリース公表後、対象者に本公開買付けの概要、背景及び実施する理由を説明のうえ、対象者からご賛同いただけるよう努めていく所存です。

(2) 本公開買付けの背景及び実施する理由

当社は、1984年に新規事業としてメディア事業に進出して以来約20年以上にわたり、日本における当該事業の普及・拡大に取り組んでまいりました。その中でも特に、多チャンネルケーブルテレビサービス・高速インターネット接続サービス・固定電話サービスをワン・ストップでお客様に提供するケーブルテレビ事業と、同事業を支える専門チャンネルを通じた番組供給事業については、メディア事業の中核と位置づけ、これまで積極的に資本や人材などの経営資源を投下してまいりました。当社がケーブルテレビ事業を開始した当時は、まだケーブルテレビそのものが世の中で普及しておらず、多額の先行投資を伴う厳しい運営となっておりましたが、当社は所轄官庁（総務省）、地元株主、地域行政及び金融機関（日本政策投資銀行、地元金融機関及び大手銀行等）との間で、緊密かつ良好な関係を築きながら、地域コミュニティを基盤とした新規事業として、ケーブルテレビ事業の立ち上げに注力しました。

当社がケーブルテレビ事業に参画した当初、ケーブルテレビ事業は、市区町村単位毎の運営制限・同一資本の広域事業展開の禁止、中央資本の出資等の法的制限がありました。1993年の有線テレビジョン放送法の規制緩和により、同一資本によるケーブルテレビ局の広域運営及び外資規制の緩和が認められたことをきっかけに、更なるケーブルテレビ事業の発展を行うべく、現 Liberty Global, Inc.（以下、「LGI」といいます。1995年1月当時の社名はTCI International, Inc.です。）を事業パートナーとして、1995年、日本で初めて複数のケーブルテレビ局を統括運営（Multiple System Operator）する対象者を共同で設立し、LGIとの共同運営を開始いたしました。この共同運営において、当社は、対象者に更なる経営資源を投下するとともに、対象者を通じ、地域密着ビジネスの考え方を堅持しながら、主要都市圏を中心としたケーブルテレビ局の広域運営や、光ファイバーを活用したネットワークの高度化を推進し、世界に先駆けて、多チャンネルケーブルテレビサービス・高速インターネット接続サービス・固定電話サービスを「ワン・ストップ・サービス」とした、いわゆる「トリプルプレイサービス」を導入し、日本におけるケーブルテレビ業界の発展にも貢献できるよう、努力を続けてまいりました。

一方、「多チャンネル放送」、「トリプルプレイサービス」における、他の衛星放送会社や通信事業者との競争が厳しくなっていく中、対象者が中長期的に継続的成長を図っていくためには、M&Aを中心とした更なる事業基盤の拡大や、デジタル化等将来に向けた設備投資の実施、負債圧縮によるバランスシートの改善、優秀な人材の雇用等が必要と考え、これらを実現しうる企業体となることを目的とし、当社は、2005年3月に対象者株式をジャスダック証券取引所に上場することに株主として同意しました。

対象者株式の上場以降においては、当社としてLGIとの合弁による持株会社経由で対象者へ派遣する取締役を通じ、当社グループがこれまで培ってきたメディア・ケーブルテレビ事業のノウハウ・経験、社内外グローバルネットワークを活用した情報・インフラ・機能を対象者に提供するとともに、上場以前と同様、地元株主等、対象者の経営にとって非常に重要な各ステークホルダーとの良好な関係構築の支援等を図り、もって対象者の独立性を確保しつつ、対象者の企業価値向上に向けた経営支援に取り組んでまいりました。

対象者株式の上場に際し、対象者を連結子会社としたいとのLGIの意向を受け入れつつ、他方で、当社及びLGIが引き続き共同して対象者の経営に関与することを可能にするため、当社とLGI（LGIグループが保有する中間持株会社を含むものとします。以下、本項において同様です。）は、デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー（LLC）である住商／エルジーアイ・スーパーメディア・エルエルシー（以下、「スーパーメディア」といいます。）を共同持株会社とし、同社を通じて対象者株式を間接的に保有することとするため、スーパーメディアに関する運営契約（以下、「スーパーメディア運営契約」といいます。）を締結するとともに、当社及びLGIがそれぞれ直接保有していた対象者株式をスーパーメディアに現物出資いたしました。これにより、当社は、スーパーメディアを通じて間接的に対象者株式を保有する形になりましたが、スーパーメディア運営契約に基づき、対象者に3名の取締役を派遣することとするなど、対象者への関与を実現させてまいりました。

なお、スーパーメディアについては、当社及びLGI間の2009年10月23日付けリミテッド・パートナーシップ契約（以下、「スーパーメディア組合契約」といいます。）及び関連する手続によって、デラウェア州法上のリミテッド・パートナーシップへの組織変更を完了しており、その現在の名称は「住商／エルジーアイ・スーパーメディア・エルピー」となっております。

スーパーメディア運営契約及びその主要な条項を引き継いだスーパーメディア組合契約においては、当社とLGIとの間で別途期限を延長する合意がない限り、2010年2月18日（対象者株式の上場承認日より5年間）の到来によりスーパーメディアの解散事由が発生し、その後スーパーメディアは清算手続に入ることとされておりました。また、スーパーメディア運営契約及びスーパーメディア組合契約においては、スーパーメディアの解散事由の発生後、LGI側の社員又は組合員が、スーパーメディアを継続させる権利を有する旨規定されており、かかる権利を行使する場合には、速やかに、当社がスーパーメディアに対して出資した対象者株式を、清算に基づく残余財産の分配と同様に、当社に分配することとされておりました。

当社は、数年間にわたり、LGIとの間で2010年2月以降の対象者への関与のあり方について議論を続けてまいりましたが、LGIが当社とのスーパーメディアを通じた合弁関係の解消を強く希望するに至ったため、最終的に、当社とLGIとの間で2010年2月18日の期限を延長する合意はなされず、LGIはスーパーメディア組合契約の定めに従いスーパーメディアを継続させる権利を行使し、他方、当社は同契約の定めに従い対象者株式の分配を受けてスーパーメディアから脱退し、もってスーパーメディアを通じた合弁関係は解消されることとなりました。これに伴い、当社は、2010年2月18日に、スーパーメディアより当社持分に相当する対象者株式である1,648,402株（以下、「分配予定株式数」といいます。）の分配を受ける予定であるため、2010年2月18日時点において対象者株式1,902,078株（2009年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（6,939,598株）に対する所有株式数等の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）27.41%）を直接保有する株主となる予定です。

このように、2010年2月18日をもって、当社は株式所有割合27.41%に相当する対象者株式を直接保有する大株主となる予定ですが、筆頭株主ではないこともあり、スーパーメディア組合契約が存在した時点と比較して、対象者への経営支援を引き続き実行することが容易ではなくなる懸念が生じています。更に、対象者を取り巻く経営環境は、衛星放送会社や通信事業者との競争激化や、米国におけるサブプライムローン問題に端を発する昨今の全世界的な景気後退の影響を受けた消費者の購買意欲の低下等により依然として厳しさを増しており、迅速且つ適切な当社による経営支援が、より一層対象者の経営に資する状況にあると考えております。

これらの背景及び経緯を踏まえ、当社は、本公開買付けを行うことにより、対象者の上場会社としての独立性を維持・確保しながらも、引き続き大株主として対象者の経営支援について主導性を発揮し、対象者の各ステークホルダーへの価値提供を通じた対象者の持続的発展と、こうした取り組みを通じた当社グループの発展をより着実にすることが可能になると認識しております。

本公開買付け後、こうした一層の企業価値向上に具体的に取り組むべく、従来と同様、対象者の経営陣の経営方針を尊重し、その中で当社が有する経営及び財務・リスク管理ノウハウにおける知見や人材の提供などに取り組むとともに、当社グループが展開するメディア・ライフスタイル・リテイル関連事業による複合的なシナジー効果の発揮により、対象者事業の一層の発展を実現したいと考えております。

以上のことを総合的に勘案し、当社は、本公開買付けが対象者の総株主の利益に資するとの判断により、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、当社は、現在、2010年2月18日まで有効であるスーパーメディア組合契約に基づき、2009年3月25日開催の対象者における定時株主総会の承認を経て、当社の役職員である大澤善雄、中村仁及び林正俊の3名を対象者の非常勤取締役として、また、長瀬仁を非常勤監査役としてそれぞれ派遣しています。加えて、林正俊を対象者の子会社である株式会社ジェイコム福岡の非常勤取締役として、当社の職員である御子神大介を、同株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム東京及び株式会社ジェイコムウエスタの非常勤取締役としてそれぞれ派遣しております。

(3) 本公開買付け後の経営方針等

現在、対象者は、多チャンネルケーブルテレビサービスを中心に高速インターネット接続サービス及び固定電話サービスのトリプルプレイサービス（並びにモバイルサービス）を提供しておりますが、ケーブルテレビ業界の圧倒的No.1のポジションのみならず、その売上規模、安定したキャッシュフロー、時価総額及び財務体質等を総合勘案するに、メディア産業の中で確固たる地位を有するに至ったと認識しております。

今後の対象者を取り巻く競争環境は、従来と同様、衛星放送会社や通信事業者による販売攻勢の激化により、厳しい状況が継続していくと認識しております。しかしながら、対象者はこれまでも、こうした競合他社と差別化した柔軟な商品戦略、地域密着を活かした強い営業力、コスト競争力のある企業体質、積極的な買収及び買収後の効率的なインテグレーション力を通じて、着実に且つ安定的に成長してきた実績があります。当社としては、対象者におけるこれらの強みを活かすとともに、現在の経営層の抱えている以下の経営課題への対応を支援すべく、当社が保有する幅広い経営資源を積極的に対象者に提供していく方針です。

①ケーブルテレビサービスの拡充

競合他社との差別化を推進するにあたり、対象者にとってのコア・コンピタンスの1つであるケーブルテレビサービスを強化することは大変重要な経営課題であるとの認識です。

この点、当社は、対象者以外のメディア関連事業として、映画製作・配給関連事業のアスミック・エース エンタテインメント株式会社、シネマコンプレックス（映画館）事業のユナイテッド・シネマ株式会社等を通じて映画関連事業を展開するほか、また長年にわたるメディア業界での事業展開、事業運営等を通じNHKや地上波民放各社、有料放送事業者等との協力関係を築いております。当社としては、大株主として積極的にこれらの有形・無形の資産を活用し、例えば今後成長が期待できるオン・デマンド・サービスや3D化等、時代の潮流を適時・的確に捉えたサービスを活かした、競争力の強化につながる支援等を通じ、対象者の事業の発展に貢献したいと考えております。

②営業力の強化

当社としては、従来と同様、当社グループの関連事業を通じて幅広い営業活動への支援を行い、対象者の更なる顧客基盤の拡充に対する一層の支援に取り組む考えです。

具体的には、対象者は、従来から直接訪問を主とする地域に密着した強い営業力をコア・コンピタンスの1つとして位置付けておりますが、昨今の競争環境の激化を踏まえ、今後は更に販売ルートの多様化や営業力の強化が必要であると考えており、当社も同じ認識の下、支援を行ってまいりました。例えば当社グループの不動産関連事業と連携し、対象者に対し、新築不動産案件の情報の提供や、大手不動産開発会社及び管理会社の紹介を行い、営業協力を行っております。具体的な実績としては、東京都中央区勝どきの大型マンション「東京タワーズ」（分譲・賃貸合わせて約2,800戸）における対象者のサービスの導入や、複数の大手不動産開発会社との間で、全国の対象者のサービス提供エリアにおいて当該デベロッパーが建設する新築分譲マンションに対し、対象者のサービスを優先的に導入する包括提携契約を締結するに至りました。

また、当社は、日本最大のテレビ通販会社であるジュピターショップチャンネル株式会社、首都圏大手の食品スーパーであるサミット株式会社やネットスーパー事業、調剤併設ドラッグストアで首都圏

トップクラスの「Tomod's」を展開する株式会社住商ドラッグストアーズ等のリテイル関連事業、及び「バーニーズ ニューヨーク」や「マーク・ジェイコブス」をはじめとするブランド事業等、幅広い消費者向けビジネスを展開しております。今後は、これらのリテイル事業との各種のタイアップ施策の連携を強化することにより、双方のお客様に対し付加価値の提供を図る取り組みを推し進め、従来以上にお客様への付加価値提供・サービスの充実に向け、各種施策を通じた営業基盤の拡大を支援する考えです。

なお、対象者と取引がある当社の主な関係会社としては、上記会社のほかに、対象者への顧客管理・営業支援等のシステムの構築・保守運用や機器販売を行っている住商情報システム株式会社、機器や車両等のリースを提供している三井住友ファイナンス&リース株式会社、及び住友三井オートサービス株式会社等があります。

③将来的な技術革新への対応

技術革新の観点では、通信と放送の融合の進展による、前述のトリプルプレイサービスの提供が今後とも一層広がっていくとの認識にありますが、更なる技術革新が進展し、情報通信サービスのユビキタ化が進行していく中では、固定通信と移動（モバイル）通信との融合についても、今後、通信分野のみならず放送分野をも巻き込み、更なる融合が進んでいくものと考えております。当社はこうした技術革新について、当社のグローバルネットワークから入手する様々な最新の市場情報を、対象者の経営方針に適時・的確に反映し、対象者の持続的発展に向けた支援を行うことができると考えております。

④各ステークホルダーとの関係強化

ケーブルテレビ事業の地域密着型ビジネスという特性に鑑み、当社は20年超にわたるケーブルテレビ事業への関与の中で、地元株主や地域行政等地域のステークホルダーとの間に長年にわたる信頼関係を築きあげてまいりました。今後も、地域コミュニティを通じた地域とともに発展する事業を目指し、主体的に対象者の経営につき支援していく考えです。また、2011年の地上デジタル放送完全移行に向け、対象者によるデジタル化需要の取り組みが重要となっていることから、当社は、総務省や各所轄官庁、地上放送局との連携による政府施策についても、対象者とともに積極的に支援してまいります。

当社としては、こうした様々な対象者への支援の実効性を高めるべく、対象者の取締役会へ引き続き役員を派遣し、具体的な支援活動を行うことを考えております。また、当社はこれまでの対象者の企業統治制度を十二分に理解し、且つ現在の経営陣の経営方針を最大限に尊重する中で、長年の対象者への経営支援の経験を活かした、相互理解・相互信頼に基づく様々な経営支援を行ってまいります。

こうした考えから、当社は、対象者株式がジャスダック証券取引所における上場株式となっている点を考慮し、本公開買付け後の当社の議決権保有割合が40.00%となるよう本公開買付けの買付予定数の上限を875,834株と設定いたしました。その結果、本公開買付けの成立後も、対象者株式のジャスダック証券取引所における上場は維持される見込みです。

また、当社は本日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

(4) 上場廃止の有無について

対象者株式はジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けの成立後も引き続き対象者株式の上場は維持される見込みです。

(5) 公開買付けと対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社ジュピターテレコム	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号丸の内トラストタワーN館 (登記上の本店所在地は東京都港区芝大門一丁目 1 番 30 号)	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森泉 知行	
④ 事 業 内 容	ケーブルテレビ局の統括運営を通じた有線テレビジョン放送及び電気通信事業、ケーブルテレビ局及びデジタル衛星放送向け番組供給事業統括等	
⑤ 資 本 金	117,242 百万円 (2009 年 12 月 31 日現在)	
⑥ 設 立 年 月 日	1995 年 1 月 18 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2009 年 6 月 30 日現在)	住商/エルジーアイ・スーパー・メディア・エルエルシー	57.46%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	4.17%
	住友商事株式会社	3.66%
	リバティアー グローバル ジャパン ツアー、エルエルシー (常任代理人 JP モルガン証券株式会社)	3.66%
	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	1.92%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1.79%
	ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティアー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.35%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1.15%
	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.07%
	全国共済農業共同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.07%
⑧ 公開買付者と対象者の関係	資 本 関 係	当社は、本日現在、253,676 株 (株式所有割合にして 3.66%) を直接保有しております。なお、2010 年 2 月 18 日をもって、分配予定株式数の対象者株式の分配を受ける結果、1,902,078 株 (株式所有割合にして 27.41%) を直接保有する予定です。

	人 的 関 係	当社は、対象者に対して、当社の役職員である大澤善雄、中村仁及び林正俊の 3 名を非常勤取締役として、長瀬仁を非常勤監査役としてそれぞれ派遣しております。また、当社は、対象者に対して、従業員の出向を行っております。
	取 引 関 係	当社は、対象者より、従業員出向に係る戻入金等を受領しております。
	関連当事者への該当状況	対象者は当社の持分法適用会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2010年3月3日（水曜日）から2010年4月14日（水曜日）まで（30営業日）（以下、「公開買付け期間」といいます。）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金139,500円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付けにおける買付け価格である1株当たり139,500円は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。）が行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、決定されたものです。

すなわち、当社は、2010年1月中旬から後半にかけて、対象者及びその子会社・関連会社に関する2014年12月期を最終年度とする5年（2010年1月1日から2014年12月31日）の事業計画及び財務予測を公開情報に基づいて作成するとともに、本公開買付けに関して企図されている取引（以下、「本件取引」といいます。）の戦略的合理性や潜在的な利益の評価、対象者のこれまでの事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

また、当社が、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した事業計画及び財務予測を基に、ゴールドマン・サックスは、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）及び類似取引比較法による分析を含む、財務分析を行いました。市場株価平均法を用いた分析においては、ゴールドマン・サックスは2010年2月12日を基準とし、対象者の株価終値の1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月平均並びに基準日の株価終値を検討しま

した。2010年2月15日に当社取締役会に対して提示されたこれらの分析においては、市場株価平均法で84,039～91,141円、対象者の1株当たり株式価値は類似会社比較法で83,418円～131,742円、DCF法で113,995円～188,950円、類似取引比較法で141,030円～145,240円のレンジが対象者の株式価値の分析結果として示されました。ゴールドマン・サックスの財務分析は、2010年2月12日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

なお、当社は、本日現在において対象者株式253,676株(株式所有割合にして3.66%)を直接保有しています。また、当社は2010年2月18日をもって、分配予定株式数の対象者株式の分配を受ける結果、対象者株式1,902,078株(株式所有割合にして27.41%)を保有する予定です。

その上で、当社は、ゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格発表時点で想定されたプレミアムの事例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付け価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付け価格は、対象者株式のジャスダック証券取引所における2010年2月12日の普通取引終値の92,900円に対して約50.16%(小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ)、過去1ヶ月間(2010年1月13日から2010年2月12日まで)の普通取引終値の単純平均値91,141円に対して53.06%、過去3ヶ月間(2009年11月13日から2010年2月12日まで)の普通取引終値の単純平均値86,237円に対して61.76%、過去6ヶ月間(2009年8月13日から2010年2月12日まで)の普通取引終値の単純平均値84,039円に対して65.99%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社は、財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスが実施した対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの成否の見通しを勘案し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付け価格発表時点で想定されたプレミアムの事例等も踏まえ、総合的に勘案し、2010年2月15日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付け価格を1株当たり139,500円とすることに決定いたしました。

(注)

2010年2月12日を基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから受領している当該分析を行うにあたっての前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、さまざまな個人及び法人顧客のために、投資銀行業務、財務助言サービス、商業銀行業務、証券取引、投資管理、プリンシパル・インベストメント、ファイナンシャル・プランニング、収益に関する助言、リスク管理、ヘッジ取引、資金調達、仲介業務その他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。これらの通常業務を行う中で、ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、第三者、公開買付け者、対象者及びそのいずれかの関連会社の株式、債券及びその他の証券(又は関連デリバティブ証券)及び金融商品(銀行ローンその他の債務を含む)、若しくは本公開買付けにより企図される取引に関連するいずれかの通貨及び商品につき、常に自己又は顧客の勘定でロング又はショートのポジションを持ちまた投資し、積極的に取引し又は取引をさせることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本件取引に関し公開買付け者の財務アドバイザーを務め、本件取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対し報酬を受領することを想定しており、公開買付け者及びその関連会社は、ゴールドマン・サックスに対して、ゴールドマン・サックスの経費を支払い、ゴー

ルドマン・サックス及びその関連会社の業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、公開買付者に対して、投資銀行業務サービスを提供したことがあり、現在も提供しています。さらに、ゴールドマン・サックス及びその関連会社は、将来公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対して投資銀行業務サービスを提供する可能性があります。ゴールドマン・サックスは、上記の投資銀行業務サービスに関して報酬を受領しており、又は報酬を受領する可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行うにあたり、特に対象者の2008年12月31日に終了した事業年度に至る過去5事業年度の有価証券報告書、2009年9月30日に終了した四半期にかかる第3四半期報告書、2009年12月31日に終了した事業年度にかかる決算短信、その他の対象者による株主に対する又は一般に開示した一定のコミュニケーションの記録、公開買付者の経営陣により作成された対象者の事業計画及び予測（それぞれゴールドマン・サックスによる使用について公開買付者の了承を得ています。以下、「本件財務予測」といいます）について検討させて頂きました。上記に加えゴールドマン・サックスは、対象者株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場に係る一定の情報を、他の一定の公開会社のもものと比較し、また最近の通信業界及び一般の業界における事業統合に関する財務条件等の調査・分析を行い、またゴールドマン・サックスが適切と思料するその他の要因の検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う目的のため、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し又は検討した全ての財務、会計、法務、税務その他の情報の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれに依拠し、これを前提としており、かかる情報に関していかなる責任を負うものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、公開買付者の同意の下、本件財務予測が、現時点での公開買付者の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者又は同社の子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。また、ゴールドマン・サックスは、本件取引を行うに際しての公開買付者の経営上の意思決定や公開買付者がとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本件取引の利点について見解を示すものでもなく、また、対象者若しくは公開買付者の普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切見解を示すものではありません。また、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの分析に大きな影響を与えるような、本公開買付けを開始するために必要な全ての政府、規制機関その他の許認可が、公開買付者又は対象者若しくは本公開買付けによって得られるであろう便益にとって意味がある負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。また、本公開買付けにより企図される取引が、公開買付者ないし対象者の支払能力又はその存続能力、若しくは公開買付者又は対象者がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についての見解を示すものではありません。また、ゴールドマン・サックスはいかなる法務、規制上、税務又は会計事項についての見解を示すものでもありません。

ゴールドマン・サックスの分析は、2010年2月12日現在における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスが取得可能な情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その見解を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。ゴールドマン・サックスの本公開買付けに係るアドバイザー・サービスと分析は、公開買付者の取締役会が本公開買付けを検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のみのために行われるものであり、また当該分析は、公開買付者の取締役会が本公開買付けを承認するために参考となった数多くの要因の一つを構成しています。ゴールドマン・サックスは、公開買付者若しくはその取締役会に対し特定の買付け価格について推奨したものではなく、また特定の買付け価格が唯一の適切な買付け価格であることについて推奨したものではありません。また、ゴールドマン・サックスの分析は、公開買付者が本公開買付けを実施すべきか否かに関して、又は対象者の株主が本公開買付けに応募すべきか否かに関する推奨を行うものではありません。対象者の普通株主は、本公開買付け又はその他のいかなる目的に関連して、本公開買付けに応募すべきか否かに関する意思決定においてゴールドマン・サックスの分析に依拠すべきではありません。

ゴールドマン・サックスの財務分析について、その一部分の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その分析を全体として考慮することなく一部分の分析結果又は上記の要約を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析について、何ら特定の重点を置くものではありません。

③ 算定機関との関係

当社の財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスは、当社及び対象者の関連当事者に該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	①買付予定数	②買付予定数の下限	③買付予定数の上限
株券	875,834株	459,147株	875,834株
新株予約権証券	－株	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株	－株
株券等信託受益証券	－株	－株	－株
株券等預託証券	－株	－株	－株
合計	875,834株	459,147株	875,834株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（459,147株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(注2) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（875,834株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権又は新株引受権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,902,078 個	(買付け等前における株券等所有割合 27.39%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	875,834 個	(買付け等後における株券等所有割合 未定)
対象者の総株主等の議決権の数	6,859,508 個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在253,676個ですが、2010年2月18日に分配予定株式数の対象者株式の分配を受ける予定であるため、分配予定株式数に係る議決権の数を加えた数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本日現在未定ですが、公開買付け期間の開始日である2010年3月3日までに調査の上、開示する予定です。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（875,834株）の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2009年12月期（第16期）第3四半期報告書（2009年11月12日）に記載された2009年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行に係る新株予約権又は新株引受権の行使により発行又は移転される対象者株式についてもその対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」の計算においては、「対象者の総株主等の議決権の数」を、上記四半期報告書に記載された2009年9月30日現在の対象者の発行済株式総数6,939,598株から同日現在の対象者の保有する自己株式80,000株を控除した株式数に係る議決権の数（6,859,598個）に、同日現在の新株予

約権及び新株引受権の目的となる対象者株式（2009年10月1日以降本日までに新株予約権又は新株引受権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。）に係る議決権の数（85,182個）を加えた6,944,780個として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 122,179 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けの買付予定数の上限（875,834 株）に 1 株当たりの買付価格（139,500 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

2010 年 4 月 21 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合には、その常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（459,147 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（875,834 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき 1 株（追加して 1 株の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる 1 株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を 1 株（あん分比例の方法により計算される買付株数に 1 株未満の株数の部分がある場合は当該 1 株未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下

回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ、第 5 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態にすることにより返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、且つ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2010年3月3日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券キャピタル・マーケット株式会社
大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

上記「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付け後の経営方針等」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本公開買付けによる、当社の2010年3月期の連結業績予想に与える影響はございません。なお、当社の2011年3月期の連結業績予想に与える影響につきましては詳細が判明次第、速やかに開示いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本日現在、対象者より本公開買付けに対する意見は表明されておりませんが、当社としては、本プレスリリース公表後、対象者に本公開買付けの概要、背景及び実施する理由を説明のうえ、対象者からご賛同いただけるよう努めていく所存です。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①対象者は2010年1月28日付で「2009年12月期 決算短信 [米国会計基準]」を公表しております。当該公表に基づく2009年12月期の対象者の損益の状況等の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2009年12月期の連結業績（2009年1月1日～2009年12月31日）

i) 連結経営成績

決算年月	2009年12月期 (第16期)
営業収益（百万円）	333,724
営業利益（百万円）	61,159
株主帰属当期純利益（百万円）	30,453

ii) 連結財務状態

決算年月	2009年12月期 (第16期)
総資産(百万円)	801,657
株主帰属資本(百万円)	374,902
株主帰属資本比率	46.8%
1株当たり株主帰属資本(円)	54,649.54

②KDDI株式会社(以下、「KDDI」といいます。)は、対象者への資本参加について、2010年1月25日及び2010年2月12日に以下の内容を公表しております。以下の内容の概要は、KDDIが公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

i) 2010年1月25日のKDDIによる公表内容

KDDIが2010年1月25日に公表した「株式会社ジュピターテレコムへの資本参加について」によれば、KDDIは、2010年1月25日開催の同社取締役会において、LGIグループが保有する中間持株会社であるLiberty Global Japan II, LLC、Liberty Jupiter, Inc.及びLiberty Japan, Inc.の持分の全てを、取得価格3,617億円で、2010年2月中旬を目途に譲り受けることについて決議し、同日、LGIグループとの間で譲渡契約を締結し、これにより、KDDIは、LGIグループの対象者に対する出資関係(対象者株式の2,592,511株)を承継することになる結果、対象者はKDDIの関連会社となるとのことです。なお、KDDIが当該承継の結果、間接的に保有することとなる対象者株式2,592,511株は、株式所有割合37.36%に相当します。

ii) 2010年2月12日のKDDIによる公表内容

また、KDDIが2010年2月12日に公表した「(変更)株式会社ジュピターテレコムへの資本参加について」によれば、上記2010年1月25日の公表後、金融庁からの指摘及び同庁との相談を踏まえ、LGIと協議した結果、取引ストラクチャーが変更されることとなり、LGIグループと2010年1月25日付けで締結した譲渡契約の内容の一部を修正する契約を締結することについて、2010年2月12日のKDDIの取締役会において決議し、同日、LGIグループと同修正契約を締結したとのことです。具体的には、「Liberty Global, Inc. (以下「LGI」)グループが2010年2月18日に株式会社ジュピターテレコム(以下「J:COM」)の議決権ベースで6.7%相当の株式を信託銀行に信託譲渡することに伴い、KDDI株式会社(以下「KDDI」)は、2010年2月12日の取締役会において、LGIグループと2010年1月25日付けで締結した譲渡契約の内容の一部を修正する契約を締結することについて決議し、本日LGIグループと修正契約を締結致しました。この結果、KDDIがLGIグループから承継する、LGIグループのJ:COMに対する出資関係は、J:COMの議決権ベースで31.1%相当となります。なお、KDDIがLGIグループの保有する中間持株会社3社の持分全てを取得すること、その取得価格が3,617億円であること、及びJ:COMが当社の関連会社となることに変更はありません。本件取引は平成22年2月19日に実行される予定です。」とのことです。

- このプレスリリースは、当社による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- このプレスリリースには、当社が対象者株式を取得した場合における、当社の考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。また、このプレスリリース中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。
- このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。
- このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、このプレスリリースの発表（2010 年 2 月 15 日東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載のない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類として日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先されるものとします。

以 上